

京都市告示第 173 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第3条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第3号の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 7 月 17 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第 5882 号	平成 24. 7. 9	メートル 4. 50	メートル 38. 77	京都市中京区壬生神明町 1 番 28, 25 番 1 及び壬生経 47 号線における 25 番 1 地先	株式会社 アーバネックス 代表取締役 高橋 幸夫

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)